

教育職員免許法による修得単位数について

1 教員経験年数別の修得単位数については、令和元年6月20日付け平31教職第249号「教育職員免許に関する規則等の一部改正について（依頼）」を参考にすること。

- 二種免許状（高校の場合は、臨時免許状）を基に一種免許状を取得するため、10単位を修得する場合

取得しようとする免許状	基 準				
	教科に関する専門的 事項に関する科目	各教科の指導法に 関する科目又は教諭の 教育の基礎的理解に 関する科目	養護に関する科目	養護教諭の教育の 基礎的理解に 関する科目等	大学が独自に 設定する科目
幼稚園教諭一種	1単位	7単位	—	—	2単位
小学校教諭一種	1単位	7単位	—	—	2単位
中学校教諭一種	3単位	5単位	—	—	2単位
高等学校教諭一種	3単位	4単位	—	—	3単位
養護教諭一種	—	—	5単位	4単位	1単位

- 特別支援学校教諭免許状を取得するため、最低6単位を修得する場合

取得しようとする免許状		基 準		
		(第1欄) ・基礎理論に関する科目	(第2欄) ・心理、生理及び病理に関する科目 ・教育課程及び指導法に関する科目	(第3欄) ・免許状に定められる領域以外の領域に関する科目
特別支援学校教諭 一種・二種	視覚	1単位以上	2単位以上 (心理と教育課程各1単位以上)	1単位以上 LD等、重複障害及び取得する領域以外のすべての 領域を含むこと
	聴覚		2単位以上 (心理と教育課程各1単位以上)	
	知的		それぞれ1単位以上 (心理と教育課程を含むこと)	
	肢体			
	病弱			

* 特別支援学校一種・二種免許状（知的・肢体・病弱）を取得する場合、次の表にある開設科目（山口県教育委員会認定講習の場合）の単位を修得すること。

	第1欄	第2欄	第3欄
開設科目名	・特別支援教育概論	・肢体不自由教育総論 ・病弱教育総論 ・知的障害教育総論	・視覚・聴覚障害児の心理と 指導法 ・LD等の心理と指導法

* 特別支援学校教諭免許状を取得する場合は、次の在職年数が必要となるので留意すること。

- ・ 特別支援学校教諭二種免許状の場合
幼稚園、小学校、中学校又は高等学校教諭免許状取得後に、在職年数3年
- ・ 特別支援学校教諭一種免許状の場合
特別支援学校教諭二種免許状取得後に、特別支援学校での在職年数3年（授与を受けようとする免許状に定められることとなる領域を担当する教員として在職した年数）

* 特別支援学校教諭免許状の上進や領域追加については、「【参考】特別支援学校教諭免許状の取扱いについて（文部科学省初等中等教育局教職員課 2009年3月）」を参考にすること。

2 専修免許状の取得及び特別支援学校教諭免許状の領域追加については、平成22年4月12日付け平22教職第45号「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）」を参考にすること。

<問い合わせ先>

山口県教育庁教職員課人事企画班（Tel 083-933-4550）